

果樹共済制度の主な変更点（H31.1～）

主な改正内容

1. 地域インデックス方式の導入

農家単位で統計単収を用いて損害を把握する収穫共済です。損害通知のあった被害樹園地について、統計単位ごとに共済事故の確認を1園地以上行い、分割評価は行いません。

2. 特定危険方式の廃止（平成34年産より）

3. 樹園地方式の廃止（平成34年産より）

4. 自動継続特約の導入

加入者より、申込期間が終了するまでに解除の意思表示がないときは、共済関係の申込があったのもとする旨の特約です。

5. 共済金額(補償割合)と支払開始割合の選択

現行 補償割合が40%～70%(特定危険方式80%)内から選択

改正 補償割合の選択(補償限度割合の追加)のほか

全相殺減収方式、全相殺品質方式では支払開始が2割、3割、4割を超える被害、半相殺方式では支払開始が3割、4割、5割を超える被害、地域インデックス方式では支払開始1割、2割、3割を超える被害から適用を選択できます。

但し特定危険方式及び樹園地方式は現行どおりです。

6. 農家申告抜取調査

組合員 被害のあった加入者より見込収穫量(調整果も分けて)を申告していただきます。

組合 被害申告園地のうちから1/3程度を抽出して見込収穫量の調査及び分割評価を実施します。(農家申告抜取調査)。

農家申告抜取調査の結果により調査対象外の被害園地の見込収穫量、分割減収量を算定します。

7. 収入保険制度

果樹共済(収穫共済)から収入保険に移行する場合、共済掛金・賦課金を全額返還します。また、予納果樹共済掛金等についても同様の取扱いとします。

なお、樹体共済については、収入保険と同時のご加入をお勧めします。